

なぐわし公園温水利用型健康運動施設
基本計画

平成 20 年 12 月

川 越 市

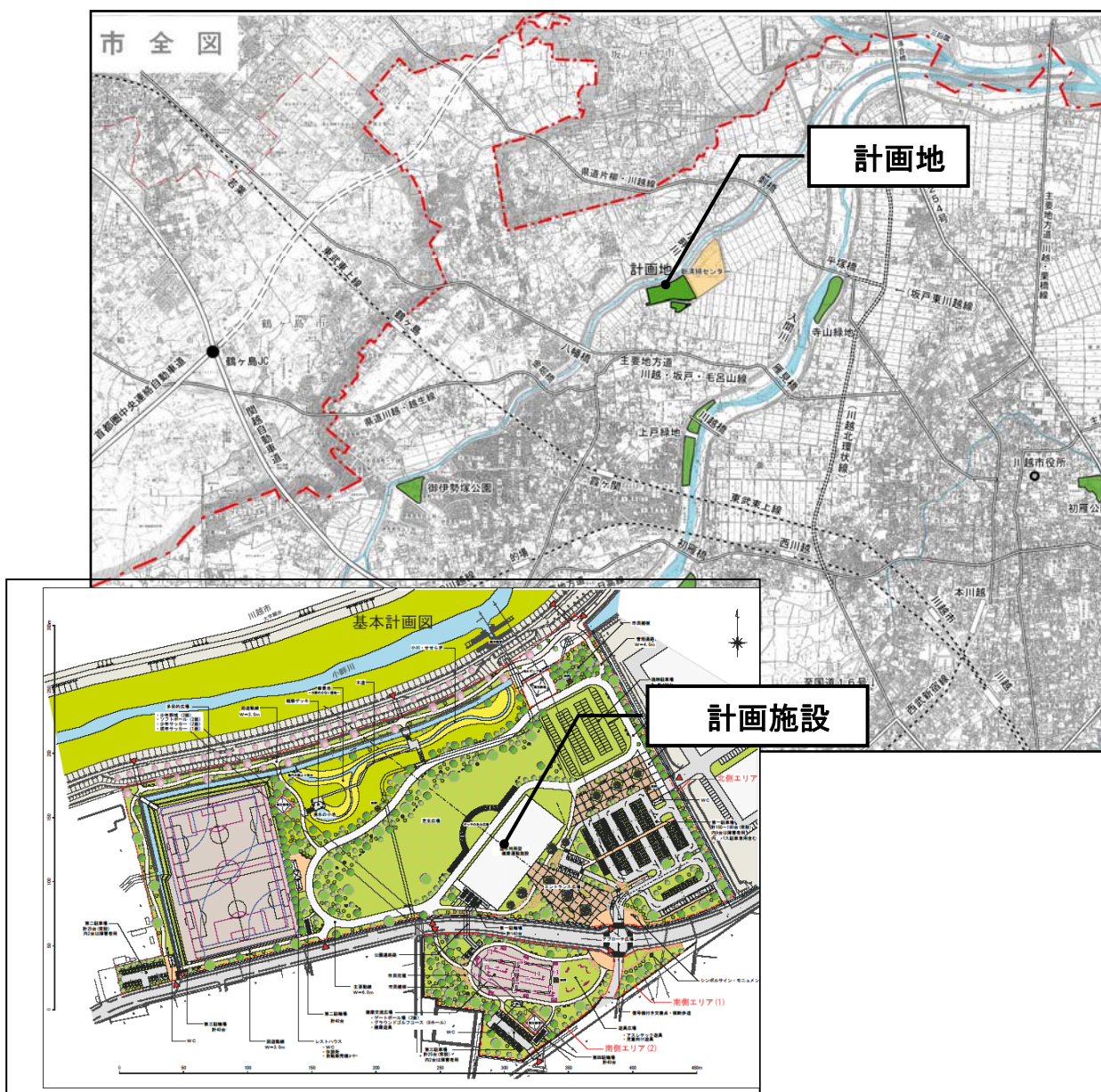
目 次

本計画の目的.....	1
1. 準備、資料収集、整理	2
(1) 上位計画の整理.....	2
(2) 関連計画の整理.....	4
2. 温水利用型健康運動施設（余熱利用施設）の検討	6
(1) 基礎的な条件の整理.....	6
(2) 整備方針の検討（導入機能の精査・検討）	11
(3) 施設規模、各諸室規模の想定	15
(4) 設計建設に関わる条件整理.....	31
(5) 温水利用型健康運動施設の設計コンセプト	32
(6) 配置計画・動線計画の検討.....	33
(7) 施設計画例の作成	36
(8) 概算事業費の算定	37
(9) 施設の管理運営	38

本計画の目的

本市では、平成19年11月に「緑と水と健康をはぐくむ、さわやか空間の創出」をテーマとして、なぐわし公園基本計画を策定し、運動、休息、遊び、散策、観賞等、市民の総合的なニーズに対応する公園として、温水利用型健康運動施設、芝生広場、多目的グラウンド、及び修景池等の整備を方向づけている。

今後、各施設について具体的に検討していく必要があるが、本計画では、この中でメイン施設となる温水利用型健康運動施設について、市民が健康増進やコミュニケーションを図る屋内施設としての公園基本計画の方針を踏まえ検討を行い、施設整備や導入施設の市の考え方、あり方等をまとめるとともに、PFI等民間活力の活用を検討するうえで、なぐわし公園基本計画により示された施設内容を更に精査、検討し、施設の基本計画としてとりまとめることを目的としたものである。



1. 準備、資料収集、整理

本調査を実施するに当たり、川越市における運動施設の必要性について上位関連計画から整理する。

(1) 上位計画の整理

1) 第三次川越市総合計画

施策の大綱 (2)分野別の方向性

2) 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち－教育・文化・スポーツ－(P24)

⑤生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

分野別施策

2-5-1 生涯スポーツの推進(P91)

施策の推進

4 スポーツ施設等の整備・充実

①既存のスポーツ施設を市民がより使いやすいう、効率的な整備・改善を図っていきます。また、**新たなスポーツ・レクリエーション施設の整備について、検討**していきます。

分野別施策

3-3-5 公園の整備と充実(P117)

施策の推進

4 身近な活動拠点の整備

①**市民が憩いと安らぎを感じられる場所**として、また、**災害時の避難場所として活用**できるよう、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。

②**子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備**を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。

5 レクリエーション・スポーツ拠点の整備

①**新球場を中心としたスポーツやレクリエーション活動の拠点整備**を検討します。

②**子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、余熱利用施設を含む(仮称)鯨井公園の整備**を推進します。

2) 埼玉県スポーツ振興計画 彩の国スポーツプラン 2010 (2006年改訂)

埼玉県のスポーツの現状と課題

「する」スポーツの現状と課題(P14)

<課題>

地域・年齢・性別・障害の有無にかかわらず、学校や地域スポーツ施設などの身近な場所で、誰もがスポーツを行えるようにすることが課題といえる。

そのためには、**ハード面では利用者サイドに立った施設の整備・配置**が、ソフト面ではスポーツ情報・プログラムの提供、指導者の配置などが重要である。さらに、誰もが気軽に参加し継続できるような地域スポーツクラブの育成を図る必要がある。

スポーツの基盤の現状と課題

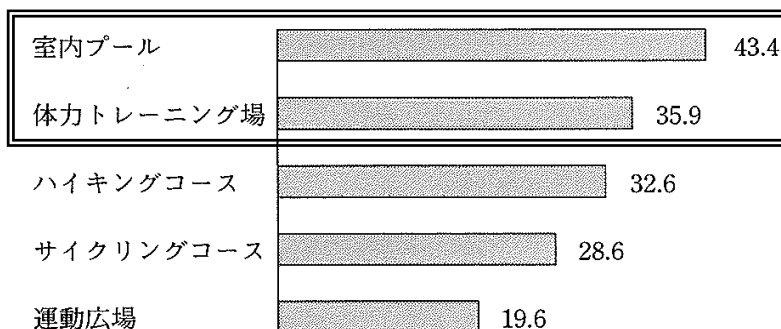
「する」スポーツの現状と課題(P24)

- 県民の 50.8%が身近なスポーツ施設があれば行いたいとしている。種類別では、特に **43.4%が室内プール**、**35.9%が体力トレーニング場**、32.6%がハイキング場、28.6%がサイクリングコース、19.6%が運動広場、が上位である。
- 高齢者は、25.8%が学校などの身近な施設を自由に利用できることをあげている。スポーツ施設については、施設が遠い、ゆっくりと会話などを楽しむスペースがない、日陰がないなどとしている。
- 障害者は、施設が遠い、交通の便が悪い、混んでいることなどアクセスの改善を求めている。

今後、設置してほしい体育・スポーツ施設（上位5つ）

《県民》

(%)



平成9年 「県民のスポーツ・レクリエーションに関する調査」

平成10年 「県民のスポーツ・レクリエーションに関する調査—中・高等学校生徒への調査—」

「する」ための環境づくり

ア 学校体育施設の利用を含めた地域のスポーツ環境の活用・整備(P35)

日常的にスポーツをしたいと考える県民に対して、利用者のニーズに即した学校開放をより一層促進するとともに、**県民ニーズの高い屋内プール**などを中心に公共スポーツ施設や学校体育施設など身近に利用できる施設の整備を促進します。とりわけ学校体育施設については、空き教室の活用、屋内プールやクラブハウスなど施設の充実を図り、地域のスポーツクラブの拠点としての利用にも配慮し、児童生徒はもとより、家族や高齢者、障害者などが利用できる施設としての整備を促進します。

<主な施設の方向性>

前期 (1999～2004年)	前期成果	後期 (2005～2010年)	最終到達目標
屋内プールの整備	2001年 ○小学校1校 (上屋、川越市) 2004年 ○県立熊谷養護学校 屋内プールの設計	屋内プールの整備	全県的な屋内プールの整備

(2) 関連計画の整理

1) 第9回 川越市市民意識調査

3 教育・文化・スポーツ

3-4 スポーツ・運動をしない理由(P14)

スポーツや運動を「ほとんどしていない」と答えた人(827人)にその理由をたずねたところ、「時間がとれない」(33.5%)が最も多く、突出している。以下、「疲れていて運動どころではない」(12.3%)、「**運動する施設や場所がない**」(7.9%)、「病弱でできない」(7.1%)、「運動したいと思わない」(6.9%)などと続いている。

2) 平成16年度 生涯学習に係る市民意識調査報告書

II. 調査の分析・考察

(2) ① 運動やスポーツが好きな理由(P35)

運動やスポーツを実践する理由としては、半数以上の人々が、「健康や体力づくりのため」と回答している。続いて、「楽しみ」、「仲間との交流」、「運動不足の解消」と続く。

こうしたことから、**市民は、「健康や体力の保持・増進」が重要**と感じており、あらためて**生涯にわたるスポーツの振興が必要**と考えられる。

III. 調査の概観 運動やスポーツの活動状況について

問2: 運動やスポーツの活動状況(P75)

運動やスポーツ・レクリエーションについての意識は、前回調査とほぼ同じような傾向を示した。市民の8割以上が、運動やスポーツについては、実際に実践したり、あるいは観戦したりしていると考えられる。

年齢別では、やはり60代以上の高齢者になると「することがすき」と回答するものが減少する。特に70代以上では、スポーツそのものを好きと答えるものが少なくなっている。しかし高齢者の健康維持を考えるならば、こうした**スポーツ・レクリエーションの普及は重要な施策**であり、いかにして高齢者の参加を促していくかが重要な課題となってくるであろう。

3) 川越市生涯スポーツ振興計画 かわごえスポーツ21

第2章 スポーツの現状と課題

【運動・スポーツ施設】 運動やスポーツ施設について望むこと(P17)

- ・ 『**公共スポーツ施設の整備**』が最も多く(46.6%)、次いで『運動施設を備えた文化施設の整備』(34.1%)、『運動広場の充実』(30.2%)となっている。
- ・ 『公共スポーツ施設の整備』は20歳代から40歳代の各年齢層で**6割前後の高い値**を示している。
- ・ 市政全般の施策について力を入れて欲しい施策として、『公園・緑地の整備』が全域で上位項目にあげられている。

<課題>

市民の多様なスポーツやレクリエーションを身近な場所で継続的に行うためには、学校体育施設を、効率的に活用し、誰でも自由に利用できる環境の整備を図ることが重要です。

また、**公共スポーツ施設、運動施設を備えた文化施設の整備、運動広場の整備が課題**といえます。

第3章 計画の目標と施策

3.7 施設の整備、充実(P44～46)

市民が気軽に地域でスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを計画的に推進し、PFIによるスポーツ施設の新設を含め、既存スポーツ施設の整備、改善に努めます。

(5)地域スポーツ施設等の整備と充実

市民が身近な場所で気軽にスポーツを親しめる場として、広場、緑地などを整備し、その充実に努めます。

〈主な施策の方向性〉

期	前期（平成13年度～17年度）	後期（平成18年度～22年度）
目標	身近な場所として広場、緑地の計画的整備、充実	

第4章 重点施策

4.5 スポーツ施設の整備、活用(P56)

【目的】

体育館、校庭などの学校体育施設は、市民が最も身近に利用できるスポーツ施設であり、その果たす役割は大きいものといえます。

地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、また、交流の場として、学校体育施設などについて、効率的な活用を図ります。

また、身近な場所で、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる場として、広場、緑地などの施設を整備します。

【内容】

(1)学校体育施設の整備、効率的活用

地域の各種スポーツクラブの活動を充実するため、また、総合型地域スポーツクラブの活動拠点となるよう、体育館、校庭等の学校体育施設を整備し、効率的活用を図ります。

(2)広場、緑地等の整備

身近な場所で子どもから高齢者、障害者まで、地域住民の誰もがいつでも楽しく、気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる、広場、緑地等を、地域住民の多様なスポーツに資する場として整備します。

4) 川越みんなの健康プラン

第4章 健康目標と取り組み

2 身体活動・運動

(3)具体的な取り組み(P36)

② 関係機関・民間の取り組み

- ・運動の関係団体・機関などは、運動に関する情報提供を行います。
- ・だれもが気軽に地域の行事や趣味の会に参加できる機会を増やします。

③ 川越市の取り組み

- ・子どもから高齢者まで気軽に出来る体操の普及啓発に努めます。
- ・日常生活の中でできる運動の普及啓発に努めます。
- ・体力にあった運動方法の普及啓発に努めます。
- ・運動する場所の環境整備を行います。

2. 温水利用型健康運動施設（余熱利用施設）の検討

（1）基礎的な条件の整理

なぐわし公園基本計画の基本方針において、「(仮称)新清掃センターでゴミ処理をする際に発生する熱を利用した「温水利用型健康運動施設」を導入するものとする」となっており、温水利用型健康運動施設（以下、「本施設」とする）として、運動施設の導入が位置づけられている。また、公園の基本方針のなかで、防災機能や地域交流機能の導入も位置づけられており、これらは本施設の機能としても導入可能な機能である。

そのため、本調査においては、なぐわし公園基本計画における本施設の検討を踏まえ、導入機能について精査を行う。

1) 上位関連計画における位置づけの整理

川越市における上位計画及び関連のある計画（埼玉県計画を含む）において、公園や本施設に導入が考えられる機能についての位置づけを整理すると以下のように整理される。

■上位関連計画における位置づけ

計画名称	各計画における記述・位置づけ	導かれる機能
第三次川越市総合計画	新たなスポーツ・レクリエーション施設の整備	・スポーツ機能 ・レクリエーション機能
	市民が憩いと安らぎを感じられる場所	・緑地 ・公園など
	災害時の避難場所として活用	・防災機能
	子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備	・健康増進機能
	余熱利用施設を含む(仮称)鯨井公園の整備	・余熱利用機能
埼玉県スポーツ振興計画	室内プール（県民要望43.4%）	・室内プール
	体力トレーニング場（県民要望35.9%）	・体力トレーニング機能
第9回川越市市民意識調査	「運動する施設や場所がない」（7.9%）	・スポーツ機能
生涯学習に係る市民意識調査報告書	市民は、「健康や体力の保持・増進」が重要と感じており、生涯にわたるスポーツの振興が必要	・健康増進機能 ・スポーツ機能 ・レクリエーション機能
川越市生涯スポーツ振興計画かわごえスポーツ21	『公共スポーツ施設の整備』が最も多く(46.6%)	・スポーツ機能 ・レクリエーション機能
	公共スポーツ施設、運動施設を備えた文化施設の整備、運動広場の整備が課題	・スポーツ機能 ・レクリエーション機能 ・運動広場
	市民が身近な場所で気軽にスポーツを親しめる場として、広場、緑地などを整備	・広場 ・緑地
川越みんなの健康プラン	運動をする場所の環境整備	・健康増進機能
	体力にあった運動方法の普及啓発	

※具体的な記載内容については<資料>を参照

2) なぐわし公園基本計画における位置づけ

基本計画における公園の基本方針として以下の5つが定められている。

1. 市民の健康増進・レクリエーション利用

子供から高齢者まで誰もが一日楽しく安心して運動、遊びができる施設整備を行うものとする。

2. 余熱利用

仮称川越新清掃センターでごみを処理する際に発生する熱を利用した「温水利用型健康運動施設」を導入するものとする。

3. 防災機能

災害時の近隣住民の緊急的避難地、物資の収集備蓄場所等、地域の防災拠点としての機能を備えた公園整備を行うものとする。

4. 地域交流

地元住民による地域交流の場として公園を有効に活用できるよう、施設整備を行うものとする。

5. 環境配慮

小畔川と連携し、生き物や水系など環境面や景観面に配慮しつつ、自然とふれあえる場づくりを目指した施設整備を行うものとする。

基本計画において余熱施設ゾーンの概要及び導入施設は以下のように検討され、概略に施設内容・規模設定〈案〉が検討されている。

概要	導入施設
①市民の健康増進に資する屋内運動施設を整備する。	温水プール 温浴施設 多目的ホール トレーニング室など
②地元住民による地域コミュニティ利用に対応した施設を整備する。	多目的ホール 休憩室 会議室など
③災害時の緊急的避難地となることを想定し、物資の収集備蓄場所を確保する等、地域の防災拠点としての機能を備える。	防災備蓄庫 非常用放送設備 非常用発電設備など
④エントランスとしての機能面を充実させ、公園のシンボルとなるよう景観面に配慮したデザインを行う。	エントランス広場 エントランスホール 軽食堂など

なぐわし公園基本計画における施設内容・規模設定〈案〉

(2) 施設内容・規模設定〈案〉

温水利用型健康運動施設内容・規模は以下のとおり設定する。

なお、各施設及び動線計画にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関連する諸基準を遵守する。

	施設名	施設内容	収容人数	規模
主要施設	温水プール施設	・余熱利用による 25mプール、小児用プール、ジャグジー・シャワー室等を計画する。	500名	1,500㎡
	温浴施設	・余熱利用による 男女別浴室、サウナ、寝湯、打たせ湯等を計画する。	200名 (男女各100名)	600㎡ 300㎡×2
	多目的ホール	・バスケットボール、バレーボール等の競技が可能なものとする。	500名 (集会時)	1,100㎡
	トレーニング室	・各種フィットネスマシンの設置を計画する。	60名	250㎡
	休憩室	・各施設利用後の休憩の場 ・飲食のできる場として和室を計画する。	100名	200㎡
	会議室	・10～100名程で利用できる会議室を計画する。	100名	150㎡
共用施設	エントランスホール			500㎡
	トイレ			400㎡
	更衣室			500㎡
	事務室	・事務室、管理詰所等	25名程度	1,800㎡
	倉庫	・防災備蓄庫等		
	機械室	・熱交換機、浄化機、空調等		
	その他	・売店(農産物直売コーナー)、軽食堂等、キッズルームなど		
合 計				7,000㎡

3) 地域住民の要望からの導入機能の検討

なぐわし公園の整備に向けてこれまで、地元の地主会、鯨井自治会、名細支会等からの地域住民の意向把握を行っており、以下のような要望があげられている。

要望事項の総括

要望事項	要望提出先
①温水プール	地主会、鯨井自治会、名細支会
②中規模公園	地主会
③熱帯植物園	地主会、鯨井自治会、名細支会
④教育施設	地主会
⑤老人福祉会館	地主会
⑥スポーツ施設	地主会、名細支会
⑦地元農産物直売所	地主会
⑧釣りセンター	鯨井自治会
⑨市民体育館	鯨井自治会
⑩ゲートボール場	鯨井自治会、名細支会
⑪野球場	鯨井自治会、名細支会
⑫総合福祉センター	名細支会
⑬植物園	名細支会
⑭小畔川沿サイクリングロード	名細支会
⑮駐車場	名細支会
⑯野鳥の池	名細支会

地元からの要望を踏まえ、市として現実的な対応可能性を踏まえると、温水利用型健康運動施設へは以下の施設の導入が考えられる。

考えられる導入施設	概要等
温水プール	運動のための25mの温水プール 健康増進に資するリラクゼーションプール
温浴施設、広間、会議室等	老人福祉会館や総合福祉センターに替わる施設として同様の施設の導入
地元農産物直売所	売店内のコーナーとして整備、若しくは行為許可
多目的ホール トレーニングルーム	市民体育館の要望を踏まえ、多くの人が気軽に多様な屋内運動が可能な施設として整備

4) 公共の類似施設等の配置状況

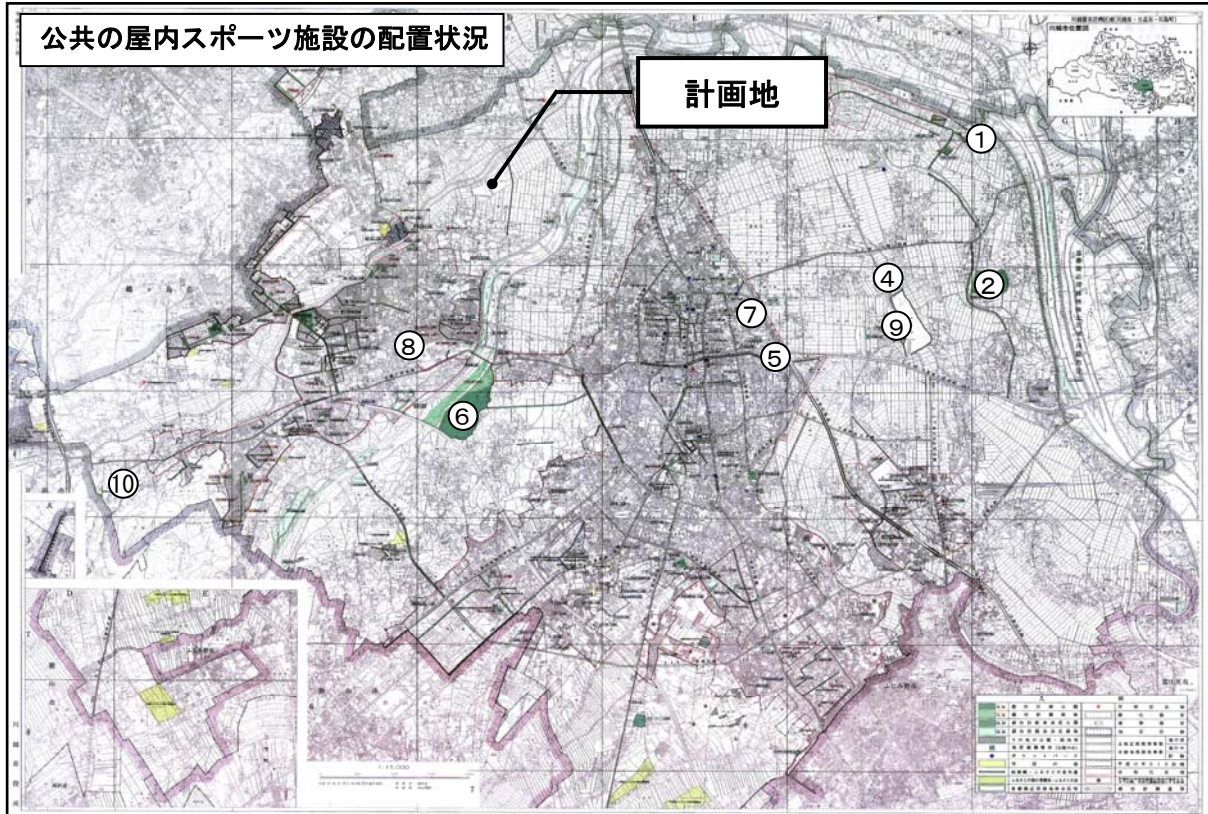
川越市内には、なぐわし公園基本計画で示されている温水利用型健康運動施設の施設内容<案>と類似する施設が10箇所あり、以下にその配置状況を示す。

配置状況からは、東側に偏りが見られ、計画地周辺には類似施設は多くない状況である。

また、温浴施設及び年間を通して利用できる温水プールは福祉施設にあるため、これらの施設は不足している状況である。

(平成19年11月現在)

導入施設	番号	施設名称	住所
トレーニング室	①	サンライフ川越	芳野台1丁目103-57
	②	川越運動公園トレーニングルーム	大字下老袋388-1
川越運動公園メインアリーナ			
川越運動公園サブアリーナ			
体育館	③(①)	芳野体育館	芳野台1丁目103-57
	④	農業ふれあいセンター多目的ホール	大字伊佐沼887
	⑤	総合福祉センター体育館	小仙波町2丁目50-2
		総合福祉センターオアシス	
プール	⑥	県営川越水上公園	大字池辺880
	⑦	初雁公園水泳プール	郭町2丁目13-1
	⑧	霞ヶ関北小学校水泳プール	伊勢原町5丁目1番地1
	⑨	東後楽会館	大字伊佐沼612
⑩		西後楽会館	大字笠幡3574



(2) 整備方針の検討（導入機能の精査・検討）

1) 温水利用型健康運動施設のテーマ（計画のコンセプト）

① なぐわし公園のテーマ

なぐわし公園基本計画において、公園のテーマは、公園の基本方針を踏まえ以下のように設定されている。

『緑と水と健康をはぐくむ、さわやか空間の創出』

2) 温水利用型健康運動施設整備にあたっての基本方針

① 温水利用型健康運動施設整備の基本的方針

公園の整備の基本方針及びテーマをふまえ、本施設整備にあたっての基本的な方針を以下のように設定する。

1. 公園機能と連携し、公園と一体となって機能する施設とする。

本施設は、なぐわし公園内に整備される施設であり、公園のエントランスといえる場所に整備される。そのため、本施設は、公園と一体となって、公園利用者が楽しめる運動とレクリエーションの施設とする必要がある。

2. 市民の健康と活力を創造するために、市民が自発的な健康づくり・体力づくりを行うきっかけを誘発する施設とする。

本施設は、（仮称）新清掃センターの熱エネルギーの利用による屋内運動施設であり、なぐわし公園内には、屋外運動施設も整備されることとなる。そのため、本施設は、市民が気軽に利用し、日常的な健康づくりや体力づくりを行う場として提供し、市民の健康増進のための運動機会を誘発する施設とする必要がある。

3. 市民の地域活動や憩いの場として機能し、地域の交流拠点となる施設とする。

なぐわし公園の基本方針においても地域交流が謳われており、公園自体が地域交流の場としての位置づけがなされている。そのため、本施設においても、市民の地域活動のための機能を備えた施設とする必要がある。

4. 市民誰もが楽しめ、利用できるような開かれた施設とする。

なぐわし公園の基本方針においても「誰もが一日楽しく安心して運動、遊びができる施設整備」と位置づけられている。本施設も、子供から高齢者まで、また障害者等を含め誰もが利用する施設となるため、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を積極的に図り、誰もが楽しめ、利用しやすい施設とする必要がある。

②温水利用型健康運動施設整備の基本テーマ

温水利用型健康運動施設の基本方針を踏まえ、本施設の基本テーマを以下のように設定する。

【温水利用型健康運動施設の基本テーマ】

『市民の健康・活力・交流を創出する活動拠点』

3) 温水利用型利用施設の導入機能の検討

上位関連計画における位置づけ及び地域住民からの要望、なぐわし公園基本計画における位置づけ等を踏まえると、本施設においては、以下のような機能導入が求められる。

1 健康増進機能

上位関連計画や地域住民からの要望において、プールやトレーニングルームなどのスポーツ施設の導入が求められている。また、公園内においても少年野球やサッカーが可能な多目的広場やゲートボール、グランドゴルフが可能な健康交流広場の整備が計画されている。そのため、これらの屋外施設とあわせて、子供から高齢者まで誰もが気楽に楽しみ、日常的な運動、健康づくり、体力づくりなど健康増進のためのきっかけをつくる機能の導入が必要である。

2 地域交流機能

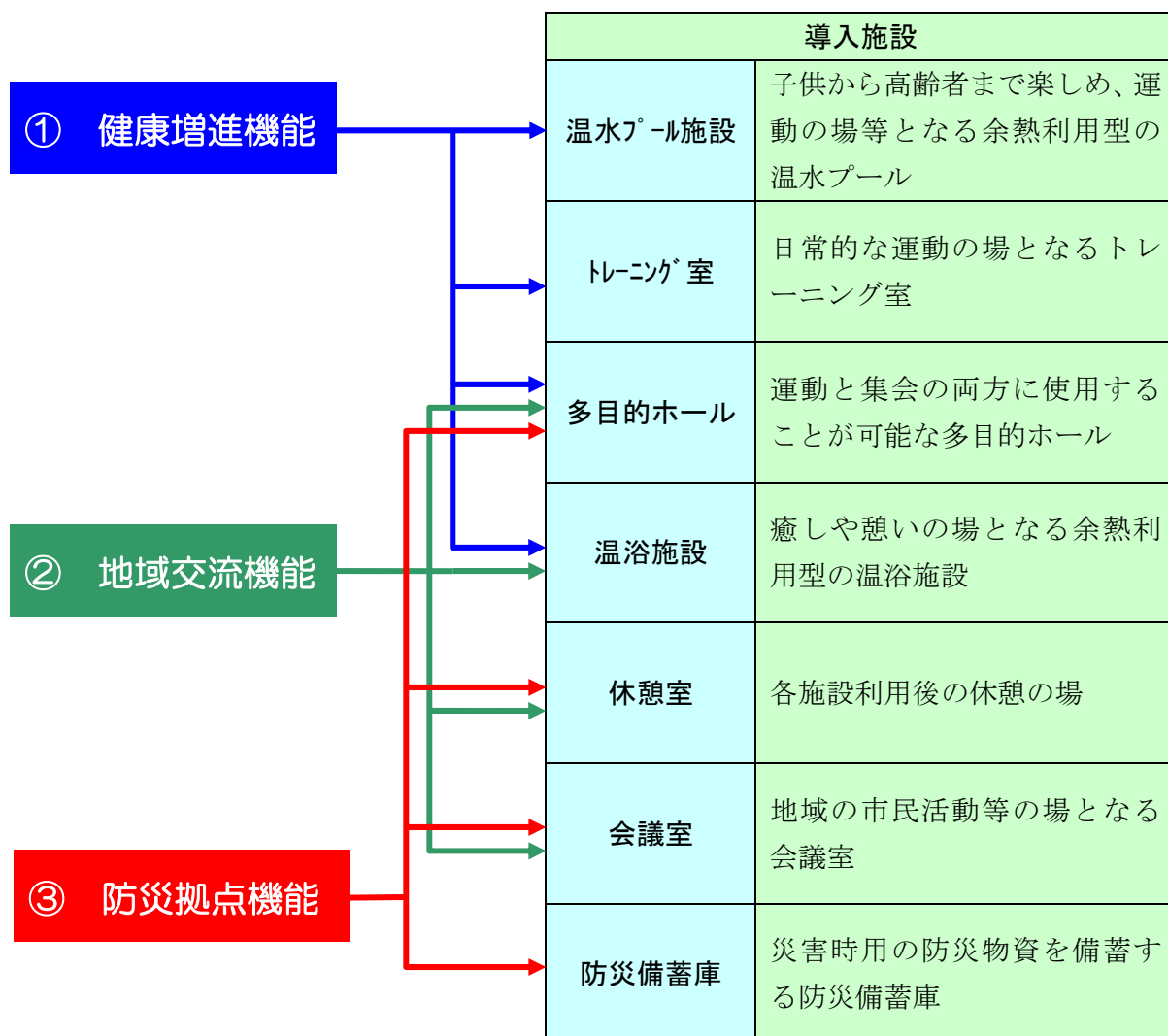
本施設は、なぐわし公園内に整備される施設であり、地域交流の場として公園を有効に利用できることを目指している。また、地域住民の要望から憩いの場となる施設の導入が求められている。そのため、地域住民の地域活動の拠点となる施設の機能導入が必要である。

3 防災拠点機能

第三次川越市総合計画において、災害時の避難場所として活用できる公園整備の推進が位置づけられており、なぐわし公園においても地域の防災拠点としての機能を備えた公園整備が位置づけられている。本施設は、公園内に立地する施設であり、公園の管理機能も担う施設となることから、物資の備蓄や非常時に必要となる設備を備えた防災拠点施設として必要な機能を備える必要がある。

4) 機能毎の導入施設の検討

本施設においては、導入機能の検討を踏まえ、必要な諸室として以下のような施設を導入する。



5) 導入機能の整理

上位関連計画から整理

- 第三次川越市総合計画
 - ・スポーツ・レクリエーション施設
 - ・市民が憩いと安らぎを感じる施設
 - ・子供から高齢者まで身近に体力づくり、健康づくりができる施設
 - ・災害時の避難所等として活用できる施設
- 埼玉県スポーツ振興計画
 - 県民が設置を希望する体育・スポーツ施設
 - ・屋内プール (43.4%)
 - ・体力トレーニング場 (35.9%)
- 第9回川越市市民意識調査
 - ・運動する施設や場所がない
→身近な運動施設の必要性
- 生涯学習に係る市民意識調査
 - ・「健康や体力の保持・増進」が重要で、生涯にわたるスポーツ振興が必要
- 川越市生涯スポーツ振興計画かわごえスポーツ21
 - ・運動やスポーツ施設への要望として「公共スポーツ施設の整備」(30.2%)
 - ・市民が身近な場所で気軽にスポーツを親しめる場が必要
- 川越みんなの健康プラン
 - ・運動する場所の環境整備を行います。

なぐわし公園基本計画における位置づけ

- 公園整備の基本方針
テーマ: 緑と水と健康をはぐくむ、さわやか空間の創出
基本方針
- ① 市民の健康増進・レクリエーション利用: 子供から高齢者まで誰もが一日楽しく安心して運動、遊びができる施設
 - ② 余熱利用: 仮称川越新清掃センターの熱を利用した「温水利用型健康運動施設」
 - ③ 防災機能: 地域の防災拠点としての機能を備えた公園施設
 - ④ 地域交流: 地域交流の場として公園を有効に利用できる施設
 - ⑤ 環境配慮: 環境面や景観面に配慮した自然とふれあえる場づくりを目指した施設

本施設のテーマ

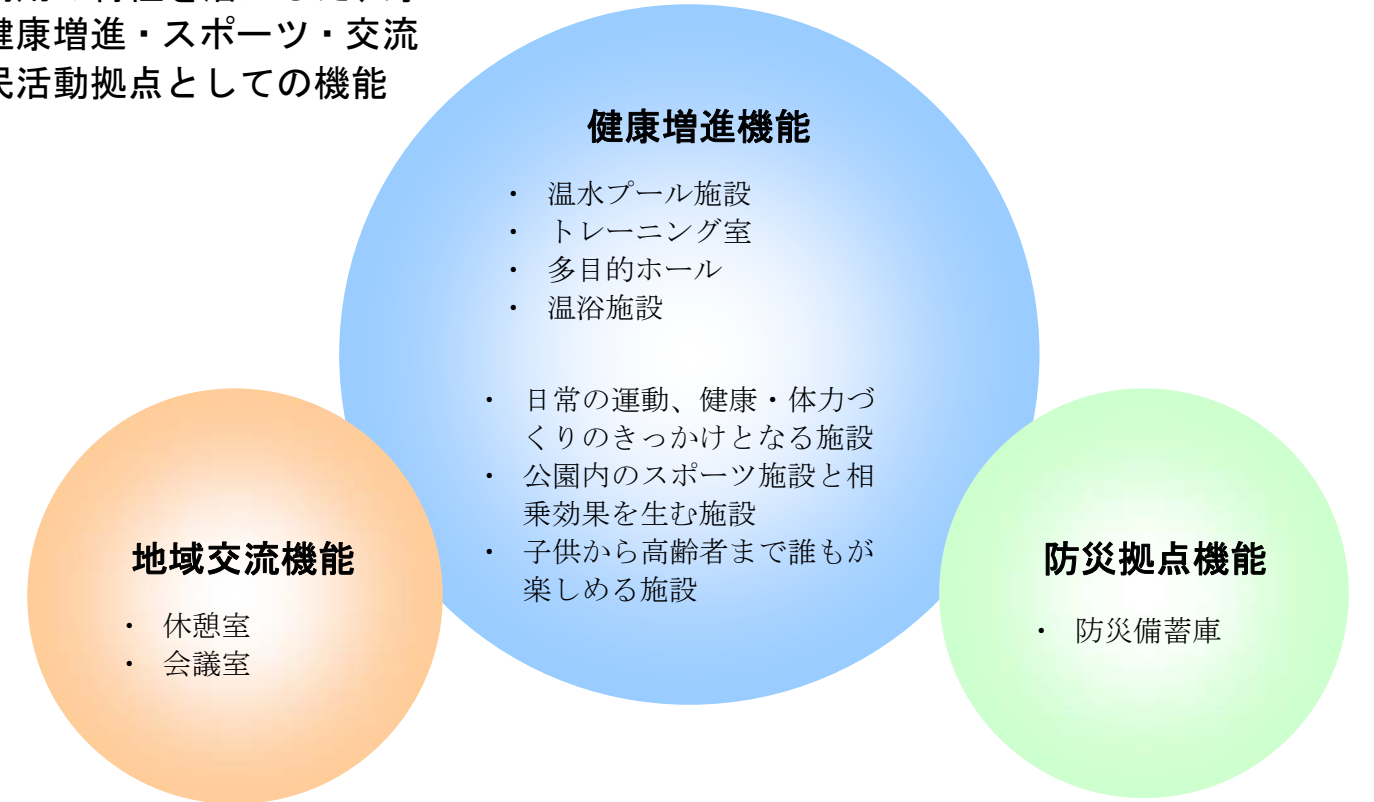
市民の健康・活力・交流
を創出する活動拠点

地域住民からの要望事項

要望事項	
①温水プール	②中規模公園
③熱帯植物園	④教育施設
⑤老人福祉会館	⑥スポーツ施設
⑦地元農産物直売所	⑧釣りセンター
⑨市民体育館	⑩ゲートボール場
⑪野球場	⑫総合福祉センター
⑬植物園	⑭小畔川沿サイクリングロード
⑮駐車場	⑯野鳥の池

温水利用型健康運動施設に求められる機能

余熱利用の特性を活かした、身近な健康増進・スポーツ・交流の市民活動拠点としての機能



	健康増進機能		交流機能		防災機能		
	温水プール施設	トレーニング室	多目的ホール	温浴施設	休憩室	会議室	防災備蓄庫
内容	子供から高齢者まで楽しむ、運動の場等となる余熱利用型の温水プール	日常的な運動の場となるトレーニング室	運動と集会の両方に使用することが可能な多目的ホール	癒しや憩いの場となる余熱利用型の温浴施設	各施設利用後の休憩の場	地域の市民活動等の場となる会議室	災害時用の防災物資を備蓄する防災備蓄庫

(3) 施設規模、各諸室規模の想定

1) 導入施設内容の整理

①温水プール施設

導入目的：温水プール施設は、子供から高齢者まで楽しめ、健康づくり、体力づくりなど市民の健康増進を目的とし、仮称川越新清掃センターの余熱を利用する施設として導入する。

施設内容：25mプール、幼児用プール、ジャクジー等、健康増進に資するプールを整備する。

②トレーニング室

導入目的：トレーニング室は、市民の健康づくり、体力づくりなどの場として運動機会を提供し、市民の健康増進のための運動のきっかけづくりを目的として導入する。

施設内容：各種フィットネスマシン（有酸素系、筋力系、リラクゼーション系）を設置。具体的には各種機器の設置が可能な広さを確保したトレーニング室を設置し、軽運動の行えるスタジオを併設する。

③多目的ホール

導入目的：多目的ホールは、市民が自らスポーツやレクリエーションを楽しみ、体力づくりを行う屋内施設として、また地域の集会などの地域活動の拠点となることを目的として導入する。

施設内容：市民の日常的なスポーツ活動としてバスケットボール、バレーボールが楽しめる空間を確保するとともに、地域の集会施設としても 500 名程度の集会の開催が可能なホールとする。

④温浴施設

導入目的：運動施設利用後のシャワー設備等の機能や癒しや憩いの場、交流の場となることを目的とし、仮称川越新清掃センターの余熱を利用する施設として導入する。

施設内容：白湯風呂、サウナ風呂等をもった男女別浴室とする。

⑤休憩室

導入目的：本施設の利用者及び公園利用者が休憩し、飲食しながらくつろぐ事を目的として導入する。

施設内容：飲食可能な畳敷きを主体とした広間とする。

⑥会議室

導入目的：地域のサークル活動や地域の会合など、地域のコミュニティ活動の場として利用されることを目的として導入する。

施設内容：間仕切壁等で3分割した会議室を設置、利用人数に応じた利用が可能な施設とする。最大100名程度の会議が可能な会議室とする。

⑦防災備蓄庫

導入目的：本施設が災害時に地域の防災拠点として機能するよう、防災物資を備蓄する防災備蓄庫を導入する。

施設内容：災害時の防災物資の搬出入を考慮し、外部からもアクセス可能な倉庫を整備する。

⑧その他便益施設

導入目的：本施設の利用者及び公園利用者が買い物や食事をする場を確保することを目的として導入する。

施設内容：公園利用者のための売店、食堂を設ける。また、運営への市民等の参画についても検討する。

2) 導入施設毎の施設規模の検討

続いて、本温水利用型健康運動施設における導入施設の目的に応じた標準的な規模を検討するため、主な導入施設について施設規模のスタディを行う。

①温水プール

温水プールの施設規模については、導入を想定している 25mプール、幼児用プール、ジャグジー等、健康増進に資するプールを導入した場合の施設規模をスタディする。

また、参考として都市公園技術標準解説書に基づいて利用者数の想定から施設規模を算定する。

■類似施設

本市及び近隣の通年利用出来る温水プールがある余熱利用施設のプール面積は次のとおりとなっている。25mプール6コースを整備するために、約 700 m²程度の面積を確保しており、その他の種類を附加する場合は、約 1,000 m²程度の面積が必要となってくる。

施設名	面積	水面積	備考
総合福祉センター(オアシス)	約 700 m ²	約 350 m ²	25m(6 コース)
狭山市健康ふれあいセンター	約 1,100 m ²	約 535 m ²	25m(8 コース)、子供プール、ヘルシープール
さいたま市健康福祉センター西楽園	約 730 m ²	約 300 m ²	25m(5 コース)、子供プール
上尾市健康プラザ	約 800 m ²	—	20m(4 コース)、バーデプール
坂戸市総合スポーツ施設	約 900 m ²	約 350 m ²	25m(6 コース)、ジャグジー
平均	約 850 m ²		

面積は管理者への聞き取り調査の結果
狭山市は別途リラックスプール (173 m²) がある。

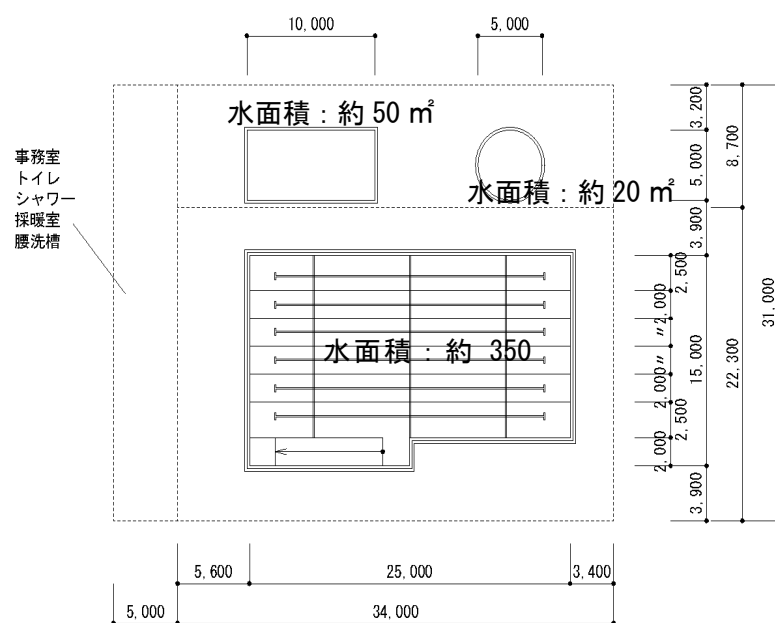
■モデルスタディからの温水プールの規模算定

・25mプール・幼児用・ジャグジーについてのスタディ

25mプール・幼児用・ジャグジーについては、プールの水面積から想定する。なお、プールサイドについては、都市公園技術標準解説書(改訂第2版)において、次のように記載されており、本想定においては屋内施設であるため、水面積とプールサイド面積の構成比を1:1.5~1:2程度で想定する。

【規模について】

施設の規模は利用者数の算出により適正な規模を算定することが必要であるが、事業予算・敷地面積などからの制約を受けることも多い。計画に当たっては、利用者数・敷地面積・プールサイド面積等を十分検討し、適切な規模とする必要がある。特に水面積とプールサイド面積の構成比に留意する必要がある。一般的には1:1.5~4.0とされており、少なくともプールサイドの面積は水面積の2倍以上とるのが望ましい。



プール施設面積

水面積	プールサイド構成比	プールサイド面積	プール面積
約 420 m ²	1:1.5	約 610 m ²	1,030 m ²
	1:2	約 840 m ²	1,260 m ²

施設規模：1,000 m²～1,300 m²

・その他健康増進に資するプールについてのスタディ

本施設は健康増進に着目した施設であり、子供から高齢者、障害者等、誰もが利用できるようなプールとする必要がある。このため、上記で検討したプールに加え、遊びの要素を取り入れた中で、それぞれの体力に応じた運動等を可能にするプールを導入する。

健康増進に着目したプールとしては、浮力等の利用により体重負荷を軽減したストレッチや水抵抗を利用した水中運動、及びリラクゼーションができるプール等が挙げられるが具体的な内容については、民間のノウハウを活用した中で検討していくことが望ましいと考えられ、また、適正規模としては、導入施設により検討していく必要があるが、多機能なプールとするためには、水面積、プールサイドを合わせ 300 m²～500 m²等と想定する。

施設規模：300 m²～500 m²

・その他の付帯施設についてのスタディ

プールの付帯施設の諸室面積については、都市公園技術標準解説書（改訂第2版）に下記のように記載されている。

これまでは、約 300 m²規模のプールが付帯施設として必要であると想定していたが、資料は屋外プールを想定したものであり、屋内プールで、かつ、複合施設である本施設では圧縮することができる。したがって、150 m²程度を必要面積と想定する。

表 11-8-2 水泳場管理棟内諸室面積表

		小中学校用 25mプール	25mプール 児童用プール1 ヶ所(約200m ²)	25mプール 児童用プール2 ヶ所(約400m ²)	50mプール	50mプール 25mプール 児童プール	基 準
人/時		(130~200) 250人	(250~300) 400人	(350~400) 600人	(450~900) 1000人	(600~1100) 1500人	
便 所	女子	3~5	8~10	10~12	10~15	12~17	1ヶ/ 40人
	男子 大	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	1ヶ/ 60人
	男子 小	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	1ヶ/ 60人
	洗面	3~5	6~8	8~10	10~13	12~15	1ヶ/ 50人
	床面積	20~36m ²	45~56m ²	61~77m ²	72~92m ²	88~113m ²	
洗 眼 器		3~5	6~8	8~10	10~13	12~15	1ヶ/ 50人
シャワー		8 m ²	16m ²	16m ²	16m ²	48m ²	
更衣室	ロッカー	25m ²	40m ²	60m ²	100m ²	150m ²	
	脱衣	50人同時 25m ²	80人同時 40m ²	120人同時 60m ²	200人同時 100m ²	300人同時 150m ²	
監視室		プールサイド	屋上 3 m ²	屋上 5m ²	屋上 5m ²	屋上 8m ²	
諸 室		切符売場 10m ² ・放送室 18m ² ・医務室 15m ² ・器具庫 30m ² ・管理室 18m ² ・機械室 18m ² ・役員室 18m ² ・応接室 18m ² ・玄関 9m ² ・廊下 20m ²					
		50m ²	60m ²	80m ²	160m ²	174m ²	
計		128~144m ²	204~220m ²	282~298m ²	393~418m ²	618~643m ²	

出典：第一法規 / 体育施設全集 4 水泳プール

施設規模：約 150 m²

<p>温水プールの面積：1,500 m²~2,000 m²</p> <p>〔 25mプール、幼児用、ジャグジー約 1,000 m²~1,300 m² 〕</p> <p>その他健康増進に資するプール 約 300~500 m²</p> <p>その他施設 約 150 m²</p>
--

■参考：利用者数の想定からの温水プールの規模算定

都市公園技術標準解説書に基づく年間利用者数からの施設規模は次のとおり算定する。

①年間利用者数を算定

年間利用者数 (NT) = 利用者圏域の人口 (※1) × 参加率 (10%) × 平均参加回数 (3.5 回/人・年) × 計画施設の圏域内シェア (※2)

$$\begin{aligned} \text{年間利用者数} &= 334,000 \text{ 人} \times 10\% \times 3.5 \text{ 回/人} \cdot \text{年} \times 100\% - 14,365 \text{ 人} \\ &= 102,535 \text{ 人} \approx \boxed{100,000 \text{ 人}} \end{aligned}$$

②施設における同時最大利用者数を算定

日最大利用者数 (Nd) = NT × 集中率 (※3) NT = 年間利用者数
同時最大利用者数 = Nd × 同時滞在率 (60%) = NT × 集中率 × 同時滞在率 (60%)

$$\begin{aligned} \text{日最大利用者数} &= 100,000 \text{ 人} \times 1\% = 1,000 \text{ 人} \\ \text{同時最大利用者数} &= 1,000 \text{ 人} \times 60\% = 600 \text{ 人} \end{aligned}$$

③同時利用者数が最大となる時の同時遊泳者数を算定

同時遊泳者数 = 同時利用者数 × 1/2.5 ~ 1/5 (※4)

$$\text{同時遊泳者数} = 600 \text{ 人} \times 1/3 = \boxed{200 \text{ 人}}$$

④同時遊泳者数からプール水面積を算定

プール水面積 = 同時遊泳者数 × 1人当たりの占有面積 (※5)

$$\text{プール水面積} = 200 \text{ 人} \times 3 \text{ m}^2/\text{人} = 600 \text{ m}^2$$

⑤プール水面積とプールサイド面積の構成比からプール施設面積を算定

プールサイド面積 = プール水面積 × 2 (※6)
プール施設面積 = プール水面積 + プールサイド面積 + 事務室等 (150 m²程度)

$$\begin{aligned} \text{プールサイド面積} &= 600 \text{ m}^2 \times 2 = 1,200 \text{ m}^2 \\ \text{プール施設面積} &= 600 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 + 150 \text{ m}^2 = \boxed{\text{約 } 1,950 \text{ m}^2} \end{aligned}$$

想定利用者数からの温水プールの施設面積は 2,000 m²程度となる。

※1 利用者圏域の人口

市の施設であるため川越市人口（334,000人）とする。

※2 計画施設の圏域内シェア

本施設と同様の趣旨で、年間稼働している市内の公共屋内プールは存在しないので、誰もがいつでも利用できる屋内温水プールとしてのシェアは100%であるが、総合福祉施設センター（オアシス）の温水プールは高齢者、障害者が無料であるものの、有料で一般利用者に開放しているため、本施設の利用者数からオアシスの温水プールの一般利用者の利用人数（14,365人）を控除する方法を用いて算出する。

総合福祉センターオアシスプールの一般利用者数

施設名	年度	年間利用者数	平均年間利用者数
総合福祉センターオアシス (有料の一般利用者)	H17	15,234人	14,365人
	H18	13,497人	

※3 集中度

都市公園技術標準解説書においては、集中度＝6%と設定されているが、川越市及び周辺市の屋内プールにおける集中度は、下表より平均で約1%のため、集中度1%として算定を行う。

■周辺類似施設における集中度の状況

施設名	年度	日最大利用者数①	年間利用者数②	集中度①÷②
総合福祉センターオアシス（プール全体）	H18	389人	68,668人	0.57%
さいたま市三橋総合公園屋内プール	H18	740人	60,793人	1.22%
坂戸市総合スポーツ施設屋内プール	H18	408人	50,331人	0.81%
狭山市健康ふれあいセンター屋内プール	H18	1,230人	122,804人	1.00%
平均 集中度		2,767人	302,596人	0.91%

※4 同時遊泳者数の割合

都市公園技術標準解説書において同時遊泳者数は、同時利用者数×1/2.5～1/5である。本施設は健康増進施設であり、（バーデプール等があることから）多くの利用者が入水しているものと考えられるため、同時利用者数の約1/3が同時遊泳者数であると仮定する。

※5 1人当たりの占有面積

一般に2.0㎡～3.6㎡とし3.0㎡内外を標準値としているため、3㎡/人とする。

※6 プールサイド面積

プールサイドの面積は水面積の2倍以上とるのが望ましいとされているため、「2」とする。

②トレーニング室（スタジオ含む）

トレーニング室については、市民が健康増進運動を行うための施設として、市東部に位置する川越運動公園内のトレーニング室（マシン 40 台程度設置）と同等の規模を確保し、これに加え軽運動も可能なようにスタジオも備えた施設する。

・トレーニング室（スタジオ除く）

『フィットネスクラブの再生計画と新事業化戦略資料：総合ユニコム』によると、民間のフィットネスクラブの場合、マシンを設置する 1 室のトレーニング室の規模は 150～400 m²と言われており、400 m²以上の場合は、大小の部屋に分けるなどの工夫が必要とされている。また、民間フィットネスクラブの場合、マシン 1 台当たりの占有面積は 4 m²（1 人当たりマシン 1 台使用）程度である。

■類似施設

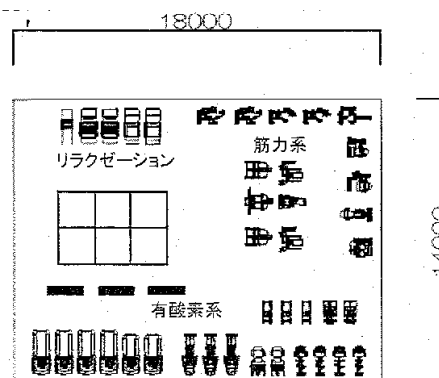
本市、近隣市及び P F I で整備した類似施設におけるトレーニング室の広さは以下のとおりであり、200 m²～300 m²程度が標準的な規模であると想定される。

事業手法	施設名	面積
公 設	川越運動公園トレーニングルーム	約 317 m ²
	サンライフ川越トレーニング室	約 138 m ²
	狭山市健康ふれあいセンタートレーニング室	約 229 m ²
	さいたま市健康福祉センター西楽園	約 136 m ²
	公設平均	約 205 m ²
P F I	スポパーク松森（仙台市）（松森工場関連市民利用施設）	約 491 m ²
	コート岡山南（岡山市）（当新田環境センター余熱利用施設）	約 238 m ²
	健幸プラザ西大寺（岡山市）（岡山市東部余熱利用施設）	約 187 m ²
	P F I 平均	約 305 m ²

■モデルスタディ

本施設においては、以下のようなマシンの設置を想定し、ストレッチ等のためのスペースを確保したトレーニング室（スタジオ除く）を想定した場合の規模は、約 250 m²となる。

マシン	台数
有酸素系マシン	15 台
筋力系マシン	15 台
リラクゼーション系マシン	5 台
その他	5 台
合計	40 台
マシン 1 台当たりの占有面積	4 m ²
マシン設置部分占有面積	160 m ²
ストレッチ、休憩等	必要面積



$$18\text{m} \times 14\text{m} \doteq 250 \text{ m}^2$$

施設規模：250 m²

・スタジオ

『フィットネスクラブの再生計画と新事業化戦力資料：総合ユニコム』によると、民間のフィットネスクラブのスタジオは、100㎡以下の面積では、前後左右の動きが取りにくくなり、同時利用者数も限られ、インストラクターの指導効率も悪くなる。また、300㎡を超えると1人のインストラクターで指導できる限界を超えてしまうため、100㎡～300㎡が目安とされている。

民間フィットネスクラブのようなスタジオを備えた施設事例として、PFI事業で整備・運営されている事例は以下の3施設があり、約200㎡程度のスタジオを確保している。

そのため、本施設におけるスタジオの規模は100㎡～200㎡程度と想定する。

施設名	スタジオ面積	備考
スポパーク松森（仙台市） （松森工場関連市民利用施設）	400㎡	左記面積はスタジオ2室の合計
コート岡山南（岡山市） （当新田環境センター余熱利用施設）	190㎡	
健幸プラザ西大寺（岡山市） （岡山市東部余熱利用施設）	200㎡	

施設規模：100㎡～200㎡

トレーニング室の面積：約350㎡～450㎡
（トレーニング室：約250㎡、スタジオ約100㎡～200㎡）

③多目的ホール

多目的ホールは、地域住民の生涯スポーツ、軽スポーツ活動が楽しめる施設とし、競技種目はバスケットボール及びバレーボールが出来る規模を想定する。また、集会等の多目的利用が可能なようにステージ等についても検討する。

■類似施設

本市で整備している地域スポーツ活動等に活用できる体育館等の広さは以下のとおりであるが、バスケットボールの競技が出来る規模となると総合福祉センター体育館程度の規模が必要と想定される。

施設名	面積	備考
川越運動公園サブアリーナ	約 632 m ²	バスケット練習用1面等
芳野体育館	約 805 m ²	バレーボール1面等
総合福祉センター体育館（オアシス）	約 711 m ²	バスケットボール1面等
農業ふれあいセンター多目的ホール	約 500 m ²	バトミントン等
公設平均	約 660 m ²	

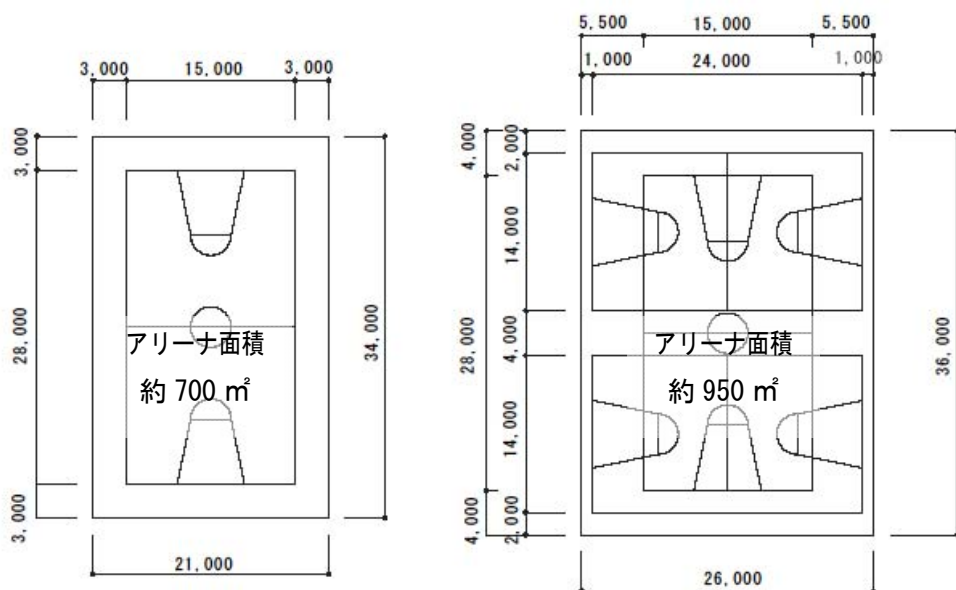
※川越運動公園メインアリーナ、市民体育館（平成 18 年度閉鎖）は、大会等が可能な規模であり、本検討には含めていない。

■モデルスタディ

本施設においては、バスケットボールができる面積を想定する。

バスケットボール競技用コート
1面確保した場合

バスケットボールコート競技用1面
練習用2面確保した場合



施設規模スタディ：700~950 m²+（ステージ分、倉庫 150 m²）≒850 m²~1,100 m²

多目的ホールの面積：850 m²~1,100 m²

都市公園技術標準解説書（改訂第2版）において、都市公園内に体育館を整備する際のアリーナ規模の検討のために、各コートの規模、天井高について以下のように記載されている。

【コートレイアウトについて】

体育館計画では、コート及び体育器具のレイアウトが重要である。なかでもアリーナの規模設定は計画に大きく影響する。アリーナの規模は、計画対象となるスポーツの種目とコートの数で設定される。コートの周りには、プレイヤーの行動空間が必要であり、複数の競技を行う場合にはコート間の必要寸法をとって、安全な空間を確保しなければならない。

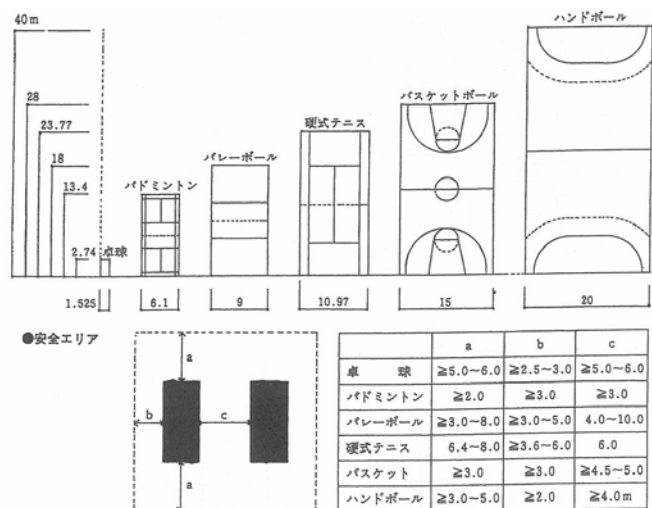
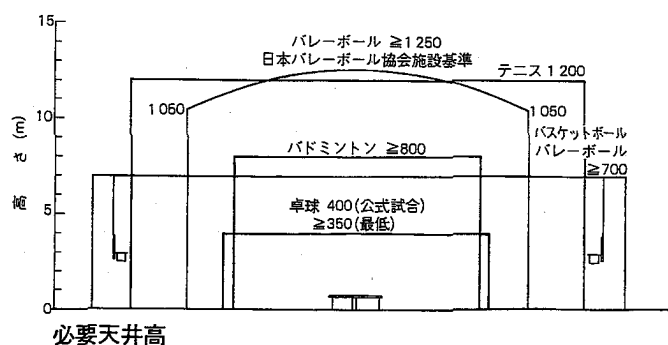


図 6-8-6 コートの大きさ（公式競技）

【天井高について】

天井高は計画対象とするスポーツのうち、最大の天井高を必要とするものから決まり、これが梁、吊り上げ機具との最低高さ寸法となる。

しかしながら、アリーナは単にスポーツに必要な寸法がとれればそれだけでよいというものでもない。快適な空間とするために高い天井とすることもあり、多目的利用を図るために、音響計画からも必要寸法が示されることもある。また、コミュニティ体育館は有効天井高を7mとすることを標準としている。



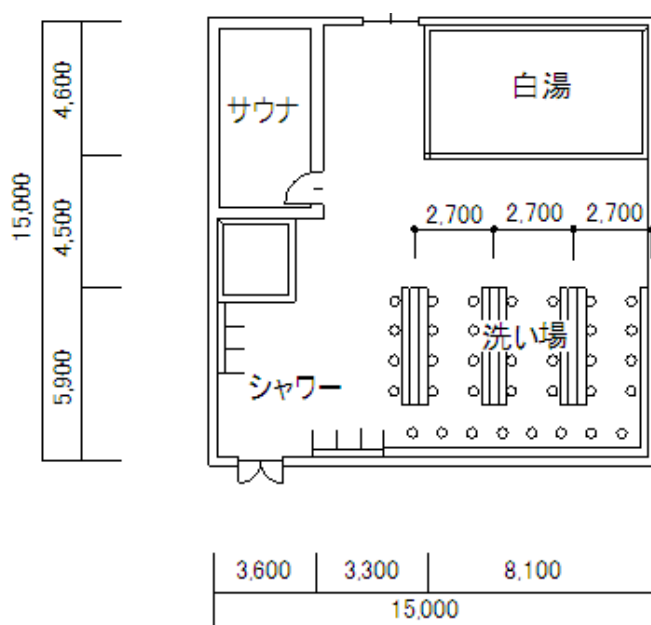
必要天井高

④温浴施設

温浴施設は、運動施設利用後のシャワー設備等の機能や癒しや憩いの場、交流の場となることを目的として白湯、サウナ等を備えた施設とする。施設規模の算定に当たっては、モデルスタディにより必要施設規模を算定するが、プール施設内にリラクゼーションができるプールが設置される場合には、機能が重複しないように配慮する必要がある。

■モデルスタディ

温浴施設においては、下記を標準として検討するが、リラクゼーションができるプールが設置された際には、機能が重複するため、規模の圧縮を加味して規模設定を行う。



施設規模：15m×15m×2 ≒450 m²

温浴施設の面積：350 m²～450 m²

⑤休憩室

休憩室については、公園利用者がくつろぐ場所、市民が交流する場とすることを目的として整備を行う。また、誰もが気軽に利用出来るよう、畳敷きを主体とした開放的な空間として整備する。

また、誰もがくつろげるよう、畳敷きのみならず、テーブル席等の設置についても検討する。

■類似施設

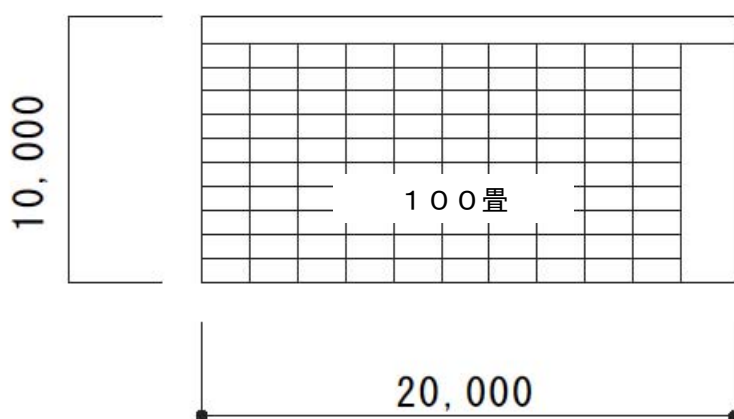
本市及び近隣市における類似施設における休憩室の広さは、次のとおりとなっており、100畳程度となっている。

施設名	畳数	畳数面積換算	面積
東後楽会館	60畳	約97㎡	—
西後楽会館	108畳	約175㎡	—
狭山市健康ふれあいセンター	81畳	約131㎡	約180㎡
さいたま市健康福祉センター西楽園	160畳	約260㎡	約300㎡
上尾市健康プラザ	100畳	約162㎡	—
	約102畳		

※1畳は約1.62㎡で換算

■モデルスタディ

休憩室の広さは、利用人数によって必要面積が変化してくるが、事例から100畳としてモデルスタディを行う、また、踏込床、押入（倉庫）等のスペースについても考慮する。



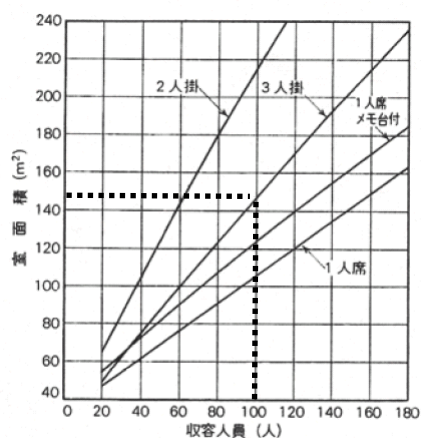
施設規模：10m×20m=200㎡

休憩室の面積：約200㎡

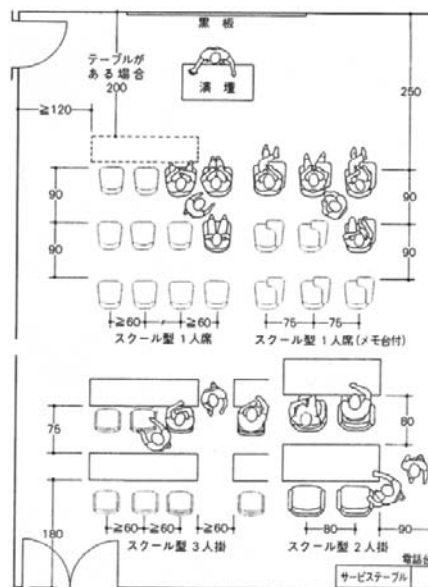
⑥会議室

会議室については、地域のサークル活動や会合など、地域のコミュニティ活動の場や各種講習等の場として利用されることを目的とし、間仕切り壁等で3分割した会議室を設置、利用人数に応じた利用が可能な施設とする。なお、最大100名程度の会議が可能な会議室とする。

施設規模：3人掛 100名 150㎡



スクール型
会議のレイアウト別収容人員 ④



会議用レイアウト ⑤

出典 日本建築学会編 建築設計資料集成4 単位空間II

会議室の面積：約 150㎡

⑦防災備蓄庫

本施設が災害時に地域の防災拠点として機能する様に防災物資を備蓄する防災備蓄庫を導入する。現在、市にある備蓄庫は次の13箇所となっており、13㎡～309㎡までであるが、本施設については、地域防災拠点として十分に機能が発揮できるような規模とすることとし、150㎡～300㎡程度とする。

災害備蓄庫整備状況

番号	名称	所在地	面積
1	仙波浄水場備蓄庫	大仙波845	60
2	仙波備蓄庫	仙波町4丁目18	117
3	岸町備蓄庫	岸町3丁目28-9	142
4	名細備蓄庫	鯨井1118-1	108
5	古谷備蓄庫	古谷上2968-3	95
6	大東備蓄庫	南台3丁目5	66
7	福原備蓄庫	今福508	48
8	高階第1備蓄庫	砂77-1	59
9	高階第2備蓄庫	砂649-3	52
10	霞ヶ関北備蓄庫	伊勢原町5丁目5-4	53
11	高階第3備蓄庫	藤原町18-6	13
12	南古谷備蓄庫	並木西町16	13
13	宮下備蓄庫	宮下町1丁目21-3	309

出典：川越市地域防災計画

防災備蓄庫の面積：150㎡～300㎡

3) 類似施設における施設の全体規模

埼玉県、東京都、千葉県にある余熱利用施設の規模について整理した。

番号	施設名称	延床面積 (㎡)	主な施設				備考
			プール	トレーニング	体育館	温浴	
①	狭山市健康ふれあいセンター	4,683	○	○	—	○	
②	さいたま市健康福祉センター西楽園	4,095	○	○	—	○	
③	上尾市健康プラザ	3,664	○	—	—	○	
④	坂戸市サンビレッジ坂戸	3,682	○	—	○	○	老人福祉施設と併設
⑤	児玉郡市広城市町村圏組合余熱利用施設	4,265	○	—	—	○	
⑥	深谷市グリーンパークパティオ	7,770	○	—	—	—	フラワーホスピタル
⑦	北区元気プラザ	5,041	○			○	老人福祉施設と併設
⑧	世田谷区千歳温水プール	7,703	○	○		○	老人福祉施設と併設
⑨	八王子市北野余熱利用センター	5,810	○		○	○	老人福祉施設と併設
⑩	相模原市北市民健康文化センター	9,069	○			○	
⑪	多摩市立温水プール	11,054	○	○			
⑫	町田市室内プール	8,344	○	○			50m公認規格
⑬	松戸市和名ヶ谷スポーツセンター	9,027	○	○	○	○	図書館分館あり
⑭	松戸市クリーンセンター	2,667	○		○		老人福祉施設(867㎡)を別棟で設置
⑮	柏市リフレッシュプラザ柏	7,896	○	○	○	○	都市公園施設
⑯	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 さわやかプラザ軽井沢	3,993	○	○		○	
⑰	印西地区環境整備事業組合	3,394	○	○		○	
	平均	6,009					

※管理者等への聞き取り調査によるもの

上記施設の中には、老人福祉施設等との複合施設もあり、一概に類似施設とはいえないが、近隣のプール、温浴施設等を備えた余熱利用施設は、平均すると**約 6,000 ㎡**程度となっている。

一方、本施設の施設内容等を踏まえると、プール機能、体育館機能を備えた複合的な運動施設であるとともに、都市公園の一施設としての休憩施設機能等もあることから、他の施設の利用者が本施設を利用することも考慮する必要があり、上記の平均より規模が大きくなることが想定される。

上記の類似事例の中で都市公園施設は、⑮リフレッシュプラザ柏のみであり、**約 8,000 ㎡**の規模があるが、本施設と主要施設の内容がかなり類似しており、全体規模を把握するための参考値として利用できる施設であると考えられる。

したがって、類似施設からみた規模は 6,000 ㎡～8,000 ㎡程度となり、本施設の規模は約 7,000 ㎡程度が目安になると考えられる。

全体施設規模：約 7,000 ㎡

4) 施設内容・規模設定の想定

導入施設毎の規模スタディ及び類似施設の規模を踏まえ、導入施設の内容及び規模を以下のように想定する。なお、各諸室規模については、今後、詳細な検討により、機能の見直し、等により規模の圧縮や変更も考えられる。

施設名	施設内容	規模
温水プール	余熱利用を行う施設として子供から高齢者まで誰もが楽しめ、運動の場等となるプールを整備する。 25mプール（6コース スロープ付き）幼児用プール、ジャクジー、健康増進に資するプール、シャワー室等。	1500 m ² ～ 2000 m ²
トレーニング室	日常的な運動の場として、各種フィットネスマシン（有酸素系、筋力系、リラクゼーション系）の設置及びスタジオ。	350 m ² ～ 450 m ²
多目的ホール	地域のスポーツ振興に寄与する施設となるとともに地域の集会でも利用できる多目的ホールとする。 バスケットボールコート、バレーボールコートが確保できる面積及び天井高を確保する。 集会施設としての利用を考慮し、ステージ付きのホールとする。	850 m ² ～ 1100 m ²
温浴施設	余熱利用を行う施設としてレクリエーション、憩いの場となる温浴施設を整備する。 男女別浴室、サウナ等。	350 m ² ～ 450 m ²
休憩室	各施設利用後の休憩の場として飲食のできる和室。	約 200 m ²
会議室	地域の市民活動等の場として利用する会議室。 （最大 100 名程度収容可、分割可能）	約 150 m ²
防災備蓄庫	災害時の非常食や資材等の備蓄を行う。	150 m ² ～ 300 m ²
更衣室	プール、多目的ホール、トレーニング室の利用者用の更衣室を整備する。 更衣室は管理上分散せず、1カ所として計画する。	400 m ² ～ 500 m ²
管理	事務室、倉庫、機械室等。	約 1,000 m ²
共用部	エントランスホール、廊下、売店、トイレ、キッズルーム等	約 1,500 m ²
合計（総面積目安）		約 7,000 m ² 程度

(4) 設計建設に関わる条件整理

1) 敷地条件の整理

地番	埼玉県川越市鯨井 1216 番地及び周辺区域
敷地面積	8.3ha (公園全体面積)
前面道路幅員	12m

2) 法的規制状況の整理

■関係法令

都市計画法等 (開発許可は29条1項5号により適用除外)	
用途地域	無指定(市街化調整区域)
容積率/建ぺい率	200%/60% B地区
高度地区	なし
防火・準防火地域	無指定
日影規制	5時間-3時間(4m)
地区計画	なし
消防法	(16)イ 複合用途防火対象物
バリアフリー新法	特別特定建築物
リサイクル法	対象建設工事の届出が必要
都市公園法・都市公園法施行令	許容建築面積の特例、都市公園法施行令第5条4に定める運動施設として、許容建築面積が、公園敷地面積の2/100から12/100に緩和

■関係条例・要綱等

施設設計や建設時に手続き上考慮しなければならない関係条例等の主なものとしては以下の様なものがある。

関係条例・要綱	考慮等が必要な事項
埼玉県福祉のまちづくり条例	生活関連施設としての届出及び整備基準の遵守
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	第26条緑化計画届出書の届け出
川越市エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則	特定建築物の届け出が必要
川越市都市景観条例	大規模建築物等の届出が必要
川越市中高層建築物建築紛争の予防及び調整条例	条例に基づく受信障害対策、標識の設置、近隣住民等への説明が必要
川越市屋外広告物条例	屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件の設置禁止
川越市良好な環境の保全に関する基本条例	条例に定められた責務の遵守
川越市土砂のたい積等の規制に関する条例	土砂のたい積を行う際の許可等
川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	条例に定められた責務の遵守

(5) 温水利用型健康運動施設の設計コンセプト

本施設整備に当たっての基本的な方針を踏まえ、温水利用型健康運動施設の施設計画を検討する上での設計コンセプトを以下のように設定する。

1. 公園内のメイン施設として景観に配慮したデザイン

本施設は、なぐわし公園のエントランス部に整備される施設であり、公園利用者にとって、ゲートの機能を持つ施設である。また、公園全体の管理機能を担う施設であるとともに、公園内の他施設と一体的に利用される施設である。そのため、公園内の唯一の建築物として公園の緑と調和し、メイン施設としてふさわしいデザインとする。また、仮称川越新清掃センターの意匠や周辺景観とのバランスを考慮する。

2. 公園へのエントランス施設としての動線を確保

本施設は、なぐわし公園の管理機能を備え、公園内の運動施設利用者や、公園への来園者が公園内に入る際の主要な動線上に位置する。そのため、メインの入口や駐車場から公園に入るためのゲートとして、吹き抜け等を活用した開放感のある通過動線を施設内に確保する。

3. 子供から高齢者まで楽しめる施設として誰もが使いやすい施設構成

施設整備の基本方針として、子供から高齢者まで誰もが楽しめる施設とすることを位置づけており、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入だけでなく、施設内の動線や建物形状、デザインの工夫により、施設の空間構成を明確にし、誰もが分かりやすく使いやすい施設計画とする。

4. 公園内の景観を楽しめる空間構成

なぐわし公園は、豊かな緑と水辺空間を備えた景観的に楽しめる公園となる。そのため、プールや温浴施設、休憩室などは、公園の景観を活かす工夫をし、楽しめる空間構成とする。

5. 環境に配慮した施設機能の確保

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象といった環境問題が深刻化しているため、本施設においても環境に配慮した機能として、雨水利用、太陽光などの新エネルギーの活用を図り、環境にやさしい施設とする。

(6) 配置計画・動線計画の検討

1) 配置計画

温水利用型運動施設の施設配置を以下に示すように設定する。

1. 人を呼び込む仕掛けづくり～施設と公園が一体的な空間構成となる配置計画

本施設は、公園のエントランス施設であり、エントランス広場から人をスムーズに呼び込む形状とする。また、公園の芝生広場側からも人を呼び込む仕掛けを設け、施設とランドスケープが空間的に一体となるような施設配置とする。

2. 施設利用者の利便性や安全性を考慮した施設配置

本施設は、障害者等を含む車利用者やバス・タクシー利用者に対して、乗降場から施設へのアクセスを無理なく安全に行える施設配置とする。また、搬出入口を公園メイン入口から西側の別の場所に設け、サービスヤードを施設西側に配置することで、施設利用者動線とサービス動線が交錯しないよう配慮する。

3. 視覚的にも分かりやすいゾーニング

本施設を利用する人の利便性や施設配置のわかりやすさを確保するため、エントランスホールから、各ゾーン配置が視覚的にも認知が容易になるよう考慮する。また、エントランス近くに更衣室を配置し、そこを起点として、スムーズに各ゾーンに行けるよう諸室を配置する。眺望を期待する諸室は、眺望を活かした開口部・外部テラス等、見晴らしのよい空間を確保する。

4. 施設内の諸室

導入する各諸室について以下のように配置を行う。

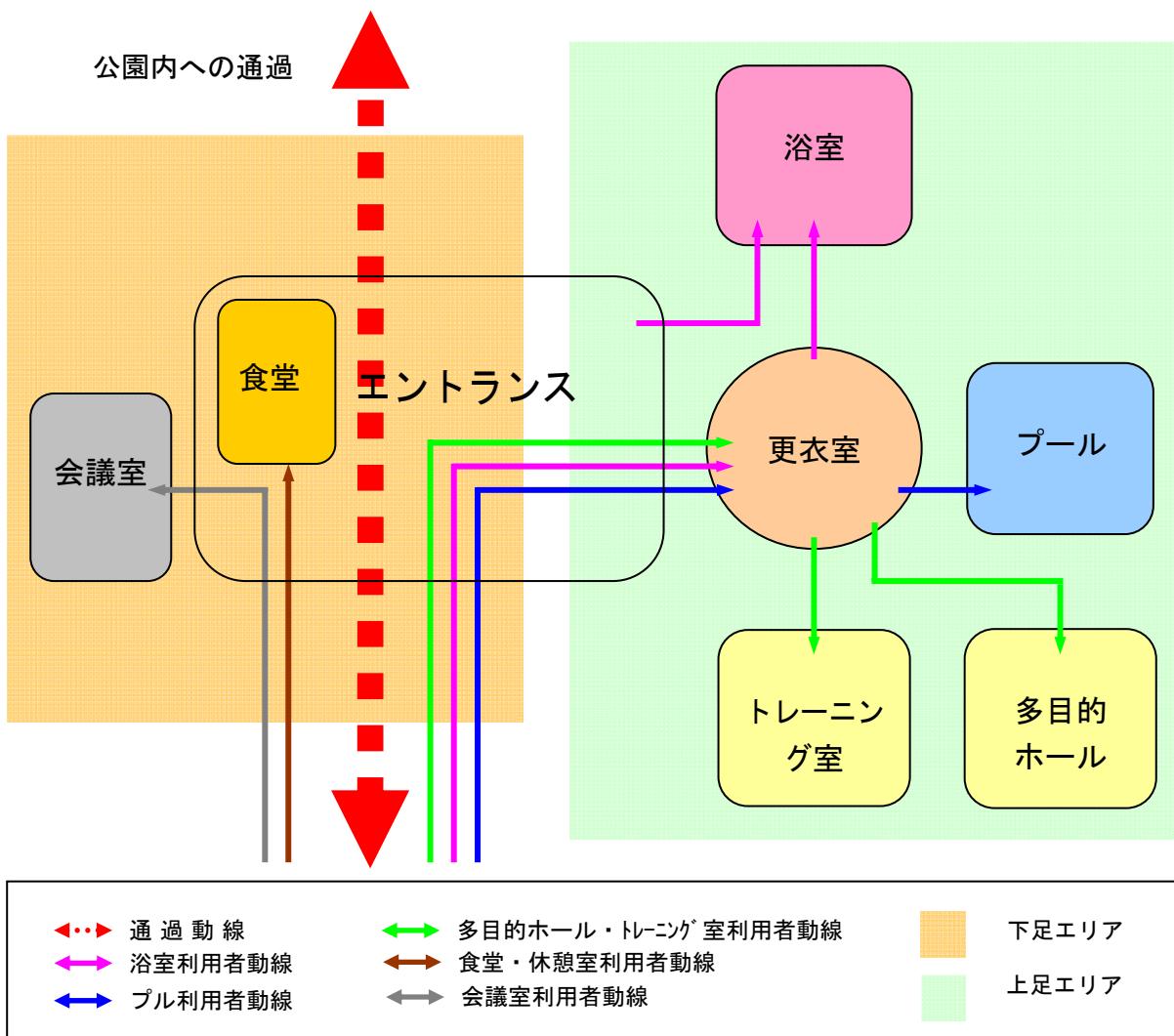
施設機能	各諸室の配置の考え方
更衣室	運動施設及び温浴施設利用者、また屋外施設利用など多様な利用形態に配慮し、利便性の確保や分かりやすい動線とするため、更衣室はエントランスからアクセスしやすい場所に1カ所にまとめて配置する。
プール	更衣室から直接プールへ行くことができる動線を確保する。また、芝生広場に直接面するなど、公園との一体感を高める。
多目的ホール	バスケットボールやバレーボールなどの利用を想定するため、高天井高を確保する。ステージを設ける。また、外部からのアクセスをやすくする。
トレーニング室	外部からトレーニング室の活動や様子が認知できる配置とする。また、スタジオを併設する。
温浴施設	浴室単独での利用よりも、プールやトレーニング室、多目的ホールとの併用利用が多いことが想定されるため、更衣室から直接行くことができる動線を確保する。同時に、温浴施設単独での利用にも配慮した動線を確保する。また、眺望を生かす配置とする。
食堂	施設利用者及び公園利用者の飲食の中心となる場所であるから、施設内外から分かりやすいエントランス近くに配置する。
休憩室	食堂や売店の近くに配置し、飲食も可能な場所とする。また、公園の景観を楽しみ、くつろげる空間とする。
防災備蓄庫	防災備蓄倉庫は、災害時に施設内外からアクセスできるように外部に面した配置とするとともに、日常的な他の施設使用において邪魔にならない配置とする。
会議室	会議室は、運動施設等と利用目的の異なる施設となるため、他の動線と明確に分け、会議室の環境保持を図る配置とする。

2) 動線計画

施設内の動線計画として、以下のように整理する。

	動線の基本的な考え方
公園利用者の動線	なぐわし公園のエントランス施設として、施設内を抜けることができるようにする。施設をってから公園へ抜けるまで迷うことがないように、分かりやすい動線を確保する。
運動施設、温浴施設利用者の動線	本施設の利用者のほとんどが、プール、トレーニング室、多目的ホールの運動施設と温浴施設の利用者であることが想定されるため、更衣室を中心とした分かりやすい利用者動線を確保する。
各施設の利用区分のための動線	プール、トレーニング室、温浴施設、多目的ホールについては、1箇所の更衣室を利用するため、料金区分に伴う利用区分等は動線の分割による対応ではなく、管理用のゲート機器の設置による対応を想定する。

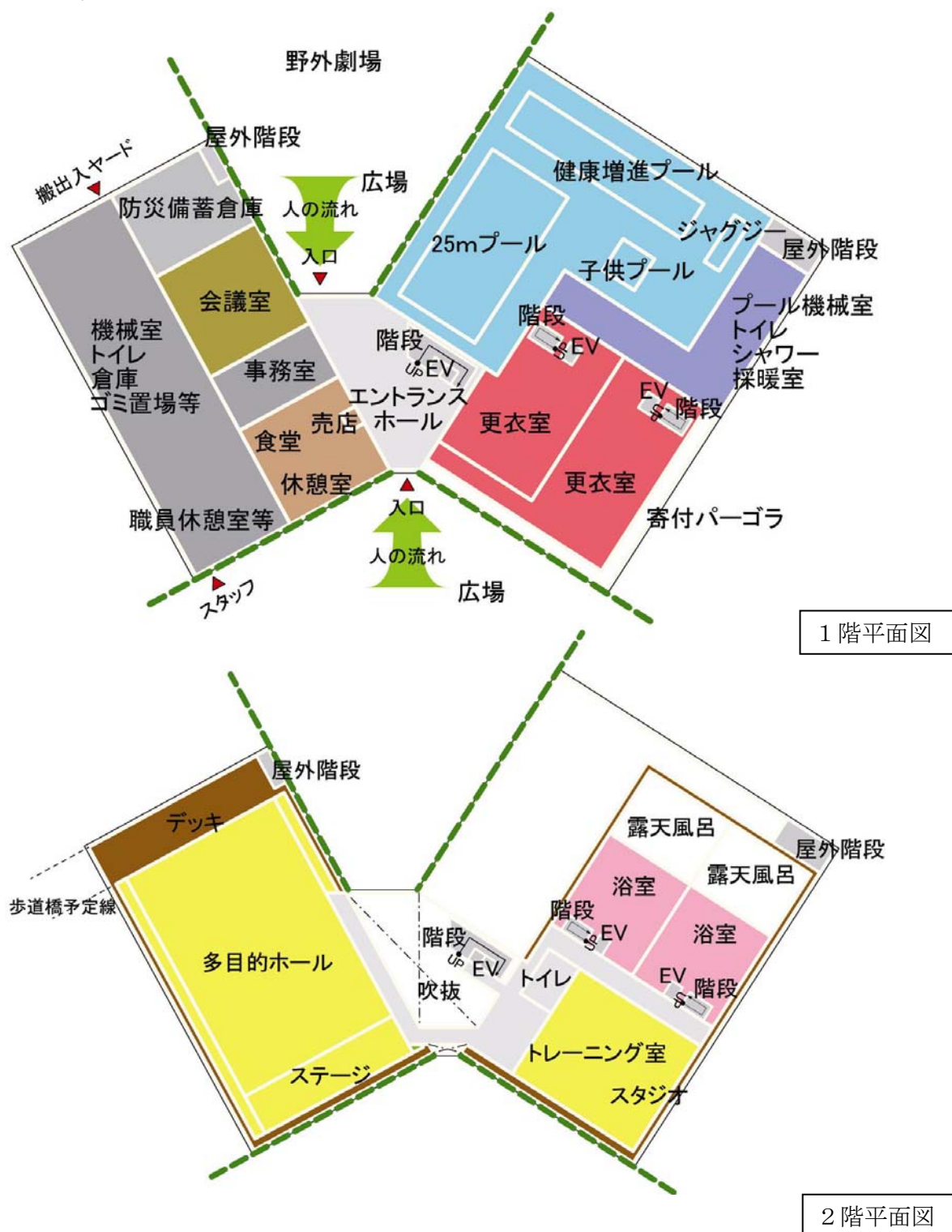
■ 動線計画図



(7) 施設計画例の作成

これまでの施設の機能・規模の検討を踏まえ、延床面積を約7,000㎡の計画例を示す。本施設の整備に当たっては、PFI方式の活用を想定しており、PFI事業となった場合は、民間事業者の提案による施設設計となる。また、従来型の施設整備の場合でも基本設計・実施設計において詳細な検討を行い変更する必要がある。

1) 施設計画例



(8) 概算事業費の算定

施設整備費の概算については、昨年度実施した基礎調査における類似施設事例から、整備費単価を算定し検討を行う。本施設と同様の施設内容の事例において、本体工事費がわかるものから延床面積1㎡当たりの単価は以下のようになる。

	団体名	施設名称	延床面積	階数		構造	総工事費	本体工事費	単価 (千円/㎡)
				地上	地下				
1	A	a	2,531㎡	2	0	鉄筋コンクリート	911,857	887,250	350.6
2	B	b	5,042㎡	2	1	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート、鉄骨造	3,430,915	3,303,210	地階プールのためコスト増の特異事例
3	C	c	9,027㎡	3	0	鉄筋コンクリート(一部鉄骨構造)	3,349,560	3,349,560	371.1
4	D	d	3,994㎡	2	1	鉄筋コンクリート	1,981,910	1,875,039	469.5
5	E	e	4,095㎡	3	0	鉄筋コンクリート	2,330,375	2,330,375	569.1
6	F	f	3,644㎡	2	1	鉄筋コンクリート	1,417,500	1,417,500	389.0
7	G	g	9,069㎡	3	1	鉄筋コンクリート	3,639,165	3,639,165	401.3
8	H	h	7,704㎡	4	2	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造	4,527,068		本体工事費が不明
9	I	i	4,683㎡	3	1	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	2,282,903	1,915,800	409.1
10	J	j	2,539㎡	4	0	鉄骨鉄筋コンクリート	1,562,487	1,562,487	プール機能のみのため平均から除く
11	K	k	3,008㎡	2	0	鉄筋コンクリート	1,681,898	1,490,410	495.5
12	L	l	7,896㎡	3	1	鉄筋コンクリート、一部鉄骨	3,484,200	3,289,430	416.6
13	M	m	8,344㎡	4	0	鉄筋コンクリート	3,105,000	3,013,000	361.1
								平均	423.3
14	N	n	7,775㎡	2	1	鉄骨	1,675,527		本体工事費が不明
15	O	o	3,599㎡	2	0	鉄骨	765,000	709,255	197.1
16	P	p	3,011㎡	2	0	鉄骨	977,000	726,097	241.1
								平均	219.1

類似事例の内、本体工事費（設計費や外構工事費等除く）の明確なデータがあるものを分析対象とした。また、プール機能のみの施設や、地階にプールを設置しているなど、本計画とは異なる仕様が見られ、本体工事費が特異値となっている事例を分析対象から除いた。

以上より、類似の立地環境を持つ施設の面積当たりの本体工事費単価は423.3千円/㎡となっている。また、PFIの事例における本体工事費単価は219.1千円/㎡となっているが、これはサンプル数が少ないため、参考値として取り扱う。

本施設においては、延べ床面積が約7,000㎡なので、約7,000㎡×423.3千円/㎡≒29.6億円となり、類似事例から求めた単価による**本施設建設工事費の概算は約29.6億円程度**と考えられる。

なお、本概算費用は物価等を踏まえていないため、今後、事業化にあたっては物価の動向に留意する必要がある。

(9) 施設の管理運営

本項では、なぐわし公園基本計画（平成 19 年 11 月）において検討された「公園全体の管理運営基本方針」に沿うよう、また本計画による「温水利用型健康運動施設整備の基本方針」（11 頁）を踏まえ、本施設の管理運営について検討する。

1) 管理運営基本方針

①公園全体の管理運営の基本方針（基本計画 平成 19 年 11 月）

公園全体の管理運営の基本方針については、なぐわし公園基本計画（平成 19 年 11 月）において以下のとおり定められている。

- ・総合公園として、市民に広く親しまれ、快適、かつ効果的に利用されるよう管理運営を行う。
- ・教養施設としての役割を担う、環境面に配慮した郷土景観の構成種や四季を通じて季節感を味わえるよう考慮した樹種・草花を配した植栽に日頃から親しんでもらえるよう、市民参加による公園管理を導入する。
- ・子供から高齢者までが利用できる地域コミュニティ形成の拠点となるような各種イベントの企画運営を行う。
- ・「温水利用型健康運動施設」及び「多目的グラウンド」が、地域スポーツ振興の場として寄与するよう企画運営を行う。
- ・（仮称）新清掃センターの「環境学習施設」と連携し、環境学習の場として寄与するよう企画運営を行う。
- ・来園者が安心して利用できるよう、各施設の安全管理、防犯対策を行う。
- ・災害時に効果的に利用されるよう、災害時対応のマニュアル作成等について検討する。
- ・年間の管理運営計画を作成し、効率的かつ効果的な管理運営を行う。

②「温水利用型健康運動施設」の管理運営基本方針

上記の公園全体の管理運営方針、及び本施設の整備の基本的方針・導入機能を踏まえ、本施設に求められる機能を果たすうえで求められる管理運営の基本方針を以下のように設定する。

1. 健康増進機能への対応

■市民が自発的な健康づくり、体力づくりに寄与するような管理運営

温水プール、トレーニング室等健康増進機能として導入された施設を中心に、市民の自由利用（一般利用）を優先させ自発的な健康づくり、体力づくりに提供するとともに、「川越みんなの健康プラン」の取組みを活かし、市民の誰もが気軽に参加でき、かつ健康増進に効果的なトレーニングプログラムを用意し、インストラクターによる指導と実践の機会を提供する。

2. 地域交流機能への対応

■市民に広く親しまれ、快適かつ効果的に利用されるような管理運営

子供から高齢者まで誰もが気楽に楽しめ、交流の場、憩いの場となるよう、衛生面、安全面等に配慮した管理運営を行う。

■市民の地域活動に寄与するような管理運営

多目的ホールや会議室等地域交流機能として導入された施設を中心に、地域の自治会や子ども会、ボランティア団体等、地域住民の活動の場として活発に利用されるよう管理運営を行う。

3. 防災拠点機能への対応

■災害時に備え、物資の備蓄や非常時に必要となる設備・備品等の管理

市の防災計画に沿い、物資の備蓄、設備・備品の管理を確実に実施する。

4. なぐわし公園の管理拠点機能への対応

■公園全体の管理運営

公園の中核となる施設であることから、本施設のみならず、公園全体の管理運営を行う。

2) 施設維持管理計画

前項に整理した管理運営基本方針を踏まえ本施設を管理運営するにあたり、本項では、施設自体の維持管理計画を定める。

①施設管理

■建物及び工作物管理

本施設の建物及び外構の工作物の劣化損傷を未然に防止するために計画的に点検、修繕、清掃を行い、また、損傷がある場合は、補修を行い耐力、機能、美観を回復させる。

管理にあたっては、各法律、基準を遵守し、長期的な修繕計画等の策定を行う。

■設備管理

設備に関する安全上、防災上、衛生上の設置・管理基準等法令に基づき、設備、機器自体の保全とともに、各種の点検、検査、測定、記録を実施し、適正な運転が確保されるよう管理を行う。

■環境衛生管理

法律・基準に基づき、施設の環境衛生管理を行う。

特に、本施設は温水プール及び温浴施設を付帯することから、各法律・基準に基づいた環境衛生管理を適切に実施し、水質基準を遵守した水質を保つ。

②植栽管理

本施設は公園全体のエントランス的機能を担うことから、植栽はその機能に見合った樹木・植物により形成し、それらの樹木・植物の生理に合わせ、剪定、刈り込み、施肥、水遣り、病虫害防除等を行う。

③防災備品管理

市の防災計画に基づき、防災備品の必要数を確保し、災害時に備え使用が可能なよう各種の点検、検査等の管理を行う。

3) 管理運営計画

本項では、1) に整理した管理運営基本方針を踏まえた施設の管理運営計画を定める。

①管理運営のあり方

本施設の管理運営基本方針を踏まえ、諸室の利用形態を以下のとおり定め、それぞれの利用形態に沿った管理運営を実施する。

諸室	利用形態	管理運営のあり方
温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自由利用（一般利用） ・水泳教室を始めとした水中での運動や水中マッサージ・ストレッチ等、健康づくり、体カづくりに寄与するプログラムへの参加 	<p>■安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温水プールでは専門の監視員を配置し未然に事故等を防ぐ体制を整え、また事故や急病人が発生した場合に備えての救護体制を整えることで、子供から高齢者まで誰もが安心して利用できるよう管理運営する。 <p>■衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に準拠し、プールの利用者に入水前後の身体の洗浄やスイミングキャップの着用を求めるなど、衛生的な施設利用が維持されるよう衛生管理を行う。 <p>■サービス内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム提供にあたっては、利用者圏域の年代別人口構成や昨今のトレンド等を加味し、市民が楽しみながら健康増進を図れるよう内容の充実を図る。 <p>■自由利用枠とプログラム参加等専用利用枠の区分管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自由利用枠とプログラム参加等専用利用枠の時間的・空間的な区分を設け、どちらかに偏った利用がないように管理する。
温浴施設	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自由利用（一般利用） 	<p>■衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に準拠し、利用者に浴槽に入る前の身体の洗浄等衛生面での注意を喚起し、衛生的な施設利用が維持されるよう衛生管理を行う。
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自由利用（一般利用） ・マシンやスタジオを使用しての健康づくり、体カづくりプログラムへの参加 	<p>■サービス内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム提供にあたっては、利用者圏域の年代別人口構成や昨今のトレンド等を加味し、市民が楽しみながら健康増進を図れるよう内容の充実を図る。 <p>■自由利用枠とプログラム参加等専用利用枠の区分管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自由利用枠とプログラム参加等専用利用枠の時間的・空間的な区分を設け、どちらかに偏った利用がないように管理する。

多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者の予約による利用 ・予約外時間における市民の自由利用 ・各種イベント、講座等への参加 	<p>■予約管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込の受付、予約管理、イベント・講座等の専用利用についてルール化をはかり的確に管理する。 <p>■交流の場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治会や子ども会、ボランティア団体等、地域住民の活動の場として活発な市民交流が図られるよう、積極的にこれら団体の利用を誘致するとともに、各種のイベントを企画し交流の場を創出する。
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者の予約による利用 	<p>■予約管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申込の受付、予約管理、イベント・講座等の専用利用についてルール化をはかり的確に管理する。 <p>■交流の場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治会や子ども会、ボランティア団体等、地域住民の活動の場として活発な市民交流が図られるよう、積極的にこれら団体の利用を誘致するとともに、各種のイベントを企画し交流の場を創出する。
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自由利用 	<p>■自由開放</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設への来場者が自由に休憩できるよう施設の運営時間内は自由解放することを基本とするが、長時間の専有や迷惑行為等については退去を促すなど、利用者が快適に利用できるよう管理する。
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自由利用 	<p>■利用者への軽食提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設の営業日は営業を行い、利用者へ軽食等を提供する。
売店	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自由利用 	<p>■利用者への物品等の販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設の営業日は営業を行い、利用者が施設利用において必要となる物品等の販売をする。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・車による来場者の利用 	<p>■車による来場者への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常は、本公園利用者の自由利用であるが、イベント等の開催やその他等の事情により混雑が予想される場合は、時間制限等により利用管理を行い、また車道を誘導する整理員を配置し、混雑の緩和、安全の確保等利用管理を実施する。

②利用方法

■営業日数・営業時間

市民等のニーズを踏まえ、市民サービスの向上が図られるように、営業日数、営業時間を検討する。

■利用料金

利用料金は、既存の類似施設等の状況や民業への配慮を勘案しながら、市民の誰もが広く親しめる施設とするため、利用しやすい料金水準を設定する。

■施設利用方法

施設利用方法については、温水プール、トレーニング室、温浴施設、休憩室等は、自由利用を原則とするが、利用に調整が必要な多目的ホール、会議室、及び温水プールやトレーニング室でのプログラム参加は事前の予約による利用とする。

予約にあたっては、誰もが気軽に利用できるようにするため、インターネット等により施設の空き状況が把握でき、予約が可能な情報システム等の導入を図る。

また、市や地元自治会等が主催するイベント等については、優先利用の方法等について検討する。

③管理運営体制

前述の管理運営のあり方を遂行するための体制として、マネージメント部門、サービス部門の2部門を設ける。

■マネージメント部門

本施設の管理運営を遂行するにあたってのスタッフあるいは業務委託事業者のマネージメントを行う部門とし、以下の業務を担う。

- ・総務、庶務、経理
- ・広報
- ・統計調査

■サービス部門

本施設の管理運営を遂行するにあたっての利用者の対応を行う部門とし、以下の業務を担う。

- ・プログラム企画・提供
- ・イベント企画
- ・利用者受付
- ・安全管理（巡視、救護等）
- ・衛生管理
- ・売店運営
- ・食堂運営

当該サービス部門は、利用者に対する質の高いサービスを提供していくために、積極的に民間のノウハウを活用できる体制を整える。

また、市民や地域のボランティア等が、主体的にイベントを企画し本施設を舞台に交流が図られるよう、市民との協働体制を構築する。

なぐわし公園温水利用型健康運動施設基本計画

平成20年12月

編集・発行 川越市 都市計画部 公園整備課

〒350-8601 川越市元町1-3-1

T E L 049-224-5965



スマイルシティ・川越